

県立学校長 様

学校指導課長
保健体育課長

部活動の制限解除について

標記については、令和3年9月28日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の徹底について」で通知したところですが、10月1日より部活動を再開するにあたり、学校長は、以下の点に十分留意するとともに、顧問に対して確認願います。

記

学校長は、各部顧問に対して以下について確認すること

<通常の部活動の留意点>

- ・ 活動再開当初については、活動時間の短縮や活動内容の工夫を図るなど、生徒の健康状態や安全面に十分配慮した段階的な活動としているか
- ・ 活動再開に向けて各部でミーティングを行い、各部の練習計画及び怪我等の防止、部室更衣室等を使用する場合は短時間の利用とし、時間差利用、身体的距離の確保に努め、会話を控えるなど、感染防止のための具体的な行動について、改めて生徒と共通理解を図っているか
- ・ 健康観察を行い、発熱等体調のすぐれない生徒は参加させないことになっているか
- ・ 活動中の各競技ガイドライン遵守の徹底が図られているか
- ・ 飲食の場面を控えるよう活動時間に配慮しているか
- ・ 用具等については、生徒間で不必要に使い回しをしないこととし、水分補給のボトルやコップ、タオルを共用しないことについて生徒に指導を徹底しているか。

<練習試合等での留意点> (自校で行う場合も確認すること)

- ・ 練習試合等の参加生徒、対戦校、会場、及び日程を確認しておくこと
- ・ 活動中に体調不良者が出た場合の備えが十分であるか（複数の顧問等による引率、保護者等に直ちに迎えに来てもらうための連絡体制などを予め定めているか）
- ・ 活動中の各競技ガイドライン遵守の徹底が図られているか
- ・ 飲食の場面を控えるよう活動時間に配慮しているか
- ・ 用具等については、生徒間で不必要に使い回しをしないこととし、水分補給のボトルやコップ、タオルを共用しないことについて生徒に指導を徹底しているか。
- ・ 会場までの移動時の感染防止対策がとられているか（乗車人数の制限、換気など）
- ・ 会場までの行き帰りの交通安全の徹底が図られているか（無理のない運転計画となっているか）
- ・ 練習試合等終了後は、すみやかに会場等から帰校すること

(事務担当)

学校指導課 高等学校教育・人権教育 G

076-225-1831

保健体育課 学校体育 G

076-225-1853